様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　5月　9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃやまさ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社ヤマサ  （ふりがな） 　　　きたづめ　ひろたか  (法人の場合)代表者の氏名　北爪　寛孝  住所　〒399-0033  長野県松本市大字笹賀7600-22  法人番号　3100001014317  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のＤＸ推進の取組について | | 公表日 | 2025年　4月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社公式サイト内の「ミッション」の中の後半「当社のＤＸ推進の取組について」にて公表  【公表場所】  <https://www.s-yamasa.co.jp/mission/>  【記載箇所】  ・タイトルの下、「当社では「足元から“世界”を照らす」という・・」で始まる前段部分  ・■ＤＸ推進方針 | | 記載内容抜粋 | 昨今では高齢化や生活様式の多様化、テクノロジーの急速な進化に至るまで、環境変化がこれまでにないスピードで起こり、企業にはその変化に耐えうる柔軟で強い組織が求められております。  その様な中、当社も人手不足や事業承継問題など、厳しいビジネス環境にさらされ、これら課題に迅速に対応するにはＤＸによる事業変革とそれを実行する体制・インフラ作りが必要不可欠と考えております。  今後は、事業活動から発生する各種データの統合・利活用により、従業員の誰もが同等の業務遂行が可能となる業務の標準化を図ります。それに伴い、これまで以上に製品品質、顧客満足度の向上を実現し、地域の皆様とともに地域社会に貢献してまいります。  ■ＤＸ推進方針  デジタル技術により、自社及び社会の課題解決に貢献する開発を重ね、次世代に向けた事業変革を積極的に推進する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認を受けた内容、文面で公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のＤＸ推進の取組について | | 公表日 | 2025年　4月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社公式サイト内の「ミッション」の中の後半「当社のＤＸ推進の取組について」にて公表  【公表場所】  <https://www.s-yamasa.co.jp/mission/>  【記載箇所】  ■具体的なＤＸ推進の方策 | | 記載内容抜粋 | 記載内容抜粋 以下、４つの領域における取組を持続的に推進してまいります。  ●共通業務  　財務・経理・人事・セキュリティなどの間接部門の業務は、パッケージシステムを活用し、各種事務書面の徹底したペーパーレス化を実施し、業務の効率化・決済スピードアップを実現することで、コスト削減・業務効率化・労働時間短縮を図ります。（<https://www.s-yamasa.co.jp/case/466/> 　<https://www.s-yamasa.co.jp/case/471/> ）  ●固有業務  　各事業における製造・販売・物流などの固有業務は、工場稼働率・エネルギー消費量などのデータを可視化し、生産性・業務効率及び製品品質向上を実現し、ひいてはお客様満足度向上に寄与するシステム開発を行います。主な施策例としては、以下の通りとなります。  燃料配達事業：注文情報のデータ化により、１日の配達予定をシステム上で確認、各ドライバーに割り振りが可能となり、マネジメント負荷が軽減、またドライバーの配達時刻や配達地情報がリアルタイムでデータ化され、帰社後の日報等、事務処理業務の大幅な省力化を実現しました。（<https://www.s-yamasa.co.jp/case/451/> 　<https://www.s-yamasa.co.jp/case/489/> ）  建設関連事業：原石サイズのＡＩによる検知・データ化により、採石工程の関連性（投入する原石サイズがもたらす生産量・消費電力等への影響）を分析し、生産性向上を目指しています。（<https://www.s-yamasa.co.jp/case/540/> ）　ほか  食糧事業：原料米の仕入や販売といった取引管理と、生産計画をデータで一元管理できるシステムを開発しました。また、取引量の増加に応じ、物流管理・輸送計画の領域にも機能を拡張し、そこから出来上がったデータから帳票の自動作成・出力を可能にしました。従来のExcelの手入力や紙帳票の手書き業務が大幅に省略され、業務時間短縮などの効率化を実現しています。（<https://www.s-yamasa.co.jp/case/493/>　）  ●研究開発  　ＡＩ、ＩｏＴ、三次元再構成などの先端技術を用いたソリューション開発を、教育機関や協業パートナーとともに進め、新しい知見・ノウハウの蓄積および、データ活用による新しい社会価値の創造に挑戦し続けます。  具体的な取り組みとして、地元大学法人との産学連携プロジェクトを推進しております。  研究開発事例：ＡＩで検知したネズミの場所を３Ｄマップ上の座標データに変換し、そのデータをトリガーにドローンが自動で離陸し、ネズミを追い払うソリューション開発を行っています。旧来の忌避剤や物理的な駆除では対応しきれない、侵入口の特定・追跡・防除にも活用でき、より効果的な環境対策手法の確立を目指しています。  （いたドロプロジェクト<https://www.itadoro.com/>  信大独創図鑑　<https://www.shinshu-u.ac.jp/zukan/cooperation/vsai.html> ）  ●知財創出  　研究開発において得られた独自技術や開発手法の権利化を進め、市場優位性を有する事業展開を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認を受けた内容、文面で公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【記載箇所】■推進体制 | | 記載内容抜粋 | 2021年より総務部内にデジタル推進課を編成し、上記の取組を現場とともに推進しております。当該部門はＩＴエンジニアで構成され、当社のＤＸ推進戦略をより迅速に進めることを可能とし、また、社内のＤＸリテラシー向上のため、各部署にＩＴ担当者を指名・育成するなど、社内の意識向上及び体制強化にも取り組んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 【記載箇所】■環境整備状況 | | 記載内容抜粋 | 共通業務においては、外勤など移動業務が多い部署・従業員へのモバイル端末の貸与やグループウェア導入、リモートワーク対応のネットワーク環境とクラウド環境などの整備を行い、業務効率を上げるための投資を行ってまいります。  また、固有業務でもこれらインフラをフル活用し、システム開発の内製を行うための機器やソフトウェア、人的投資を継続して行ってまいります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社のＤＸ推進の取組について | | 公表日 | 2025年　4月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 【公表方法】  当社公式サイト内の「ミッション」の中の後半「当社のＤＸ推進の取組について」にて公表  【公表場所】  <https://www.s-yamasa.co.jp/mission/>  【記載箇所】  ■推進指標 | | 記載内容抜粋 | 以下の指標を基に、達成度を役員会で定期観測し、推進してまいります。  ●共通業務（ペーパーレス化の徹底による業務効率化）  　事務処理工数削減　改善前比　20％減（継続維持）  ●固有業務（システム立ち上げによる業務効率化）  　燃料配達事業のマネージャー及びドライバーの事務処理業務の工数　改善前比 95％減(継続維持)  　骨材工場稼働日　営業日数対比　90％以上目標  　食糧バックオフィス業務　事務処理工数（時間）改善前比　約50％減目標  ●研究開発・知財化（技術研鑽の案件数）  　　研究開発案件数　年平均１件以上稼働 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　4月　1日 | | 発信方法 | 当社公式サイト内の「ミッション」の中の後半「当社のＤＸ推進の取組について」にて代表取締役社長名で発信  <https://www.s-yamasa.co.jp/mission/> | | 発信内容 | 業務プロセスの変革とそれに伴う商品・サービスの価値向上を実現すべく、ＩＴエンジニアが所属するデジタル推進課を新たに設置しました。これにより各事業において、ＩＴ開発の内製化を積極的に推進しております。  これまでの具体的な取り組み例として、燃料配送・入出荷業務のシステム開発、砂利・砂製造におけるＡＩを活用したソリューション開発（特許取得済）など、これらに伴うデジタルデータの活用により、前述の社会課題に対応する開発が推進され、激しい環境変化に耐えうる企業体制が整いつつあります。  今後もこれらノウハウに磨きをかけ、先行投資の実施やＩＴ人材の確保・育成を進めつつ、自社のみならず同業他社ならびに地域の皆様のお役に立てる、データ活用及びそれを支援するソリューション開発を続けてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　10月頃　～　2024年　10月頃 | | 実施内容 | ＤＸ推進指標による自己分析を実施し、ＩＰＡの自己診断結果入力サイトに提出いたしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づきセキュリティ対策自己宣言にて二つ星を宣言し、推進しております。  SECURITY ACTION制度　自己宣言ID：90082178655  <https://www.s-yamasa.co.jp/information/digital/420/>  また、情報セキュリティ基本方針を設定し、情報セキュリティレベルの維持・改善に取り組んでいます。  <https://www.s-yamasa.co.jp/security/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。